

# フィデリティ・ 欧洲株・ファンド

追加型投信／海外／株式

設定・運用は

フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



投資信託説明書(交付目論見書)
2010.02

# フィデリティ・ 欧州株・ファンド

追加型投信／海外／株式

設定・運用は

フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行なうフィデリティ・欧州株・ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法5条の規定により有価証券届出書を2010年2月26日に関東財務局長に提出し、2010年2月27日にその届出の効力が生じております。
2. 当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家の請求があった場合に交付されます。当該請求を行なった場合は、その旨をご自身で記録しておいてください。
3. このファンドは、主に海外の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。このファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。このファンドの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属し、元本が保証されているものではありません。
4. 課税上は株式投資信託として取扱われます。

下記の事項は、「フィデリティ・欧州株・ファンド」(以下「ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

## 記

### ファンドに係るリスクについて

ファンドが主として投資するマザーファンドは、主に海外の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。また、ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。また、組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。委託会社の指図による行為によりファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「有価証券の価格変動リスク」、「為替リスク」、「信用リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの投資リスク内容について」をご覧ください。

### ファンドに係る手数料等について

#### お申込み手数料

お申込み受付日の翌営業日の基準価額に 3.15% (税抜き 3.00%) を上限として販売会社がそれぞれ定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社もしくはお申込み手数料を記載した書面にてご確認ください。

#### 換金(解約)手数料

ファンドにはご換金(解約)手数料はありません。

#### 信託報酬

ファンドの純資産総額に対して年 1.6065% (税抜き 1.53%) の率を乗じて得た額とします。

#### 信託財産留保額

ファンドには信託財産留保額はありません。

#### その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息

信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

上記 の費用はファンドの純資産総額に対して年 0.10% (税込み)の率を上限とします。なお、上記 ~ の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

以上

# 投資信託説明書(交付目論見書) 目次

ファンドの概要	①
費用と税金	④
ファンドの特色および投資方針	1
ファンドのポイント	2
ファンドの投資リスク内容について	4
投資リスク	4
投資リスクの管理体制	6
販売会社に係る留意点	6
手続等の概要	7
お申込みについて	7
ご換金について	8
証券情報	10
(1) ファンドの名称	10
(2) 内国投資信託受益証券の形態等	10
(3) 発行(売出)価額の総額	10
(4) 発行(売出)価格	10
(5) 申込手数料	10
(6) 申込単位	11
(7) 申込期間	11
(8) 申込取扱場所	12
(9) 払込期日	12
(10) 払込取扱場所	12
(11) 振替機関に関する事項	12
(12) その他	12
ファンド情報	14
第1 ファンドの状況	14
1 ファンドの性格	14
(1) ファンドの目的及び基本的性格	14
(2) ファンドの仕組み	16

2 投資方針	19
(1) 投資方針	19
(2) 投資対象	20
(3) 運用体制	22
(4) 分配方針	25
(5) 投資制限	26
3 手数料等及び税金	34
(1) 申込手数料	34
(2) 換金(解約)手数料	35
(3) 信託報酬等	35
(4) その他の手数料等	35
(5) 課税上の取扱い	36
4 運用状況	38
(1) 投資状況	38
(2) 投資資産	40
(3) 運用実績	44
5 管理及び運営の概要	46
<b>第2 財務ハイライト情報</b>	53
1 貸借対照表	53
2 損益及び剰余金計算書	54
<b>第3 内国投資信託受益証券事務の概要</b>	57
<b>第4 ファンドの詳細情報の項目</b>	58
<b>用語解説</b>	59

## ファンドの概要

お申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みくださいますようお願い申し上げます。

### フィデリティ・欧州株・ファンド

追加型投信／海外／株式

**欧洲地域の優良企業をフィデリティが厳選。  
利益成長性等と比較して妥当と思われる  
株価水準で分散投資を行ないます。**



### フィデリティ・欧州株・ファンドは

英国および欧州大陸の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。

(1)

ファンドの概要

ファンドの特色  
および投資方針

ファンドのポイント

ファンドの投資リスク  
内容について

手続等の概要

**ファンドの名称** フィデリティ・欧州株・ファンド(注1)

**ファンドの基本的性格** 商品分類:追加型投信／海外／株式(注2)

**ファンドの目的** マザーファンド(「フィデリティ・欧州株・マザーファンド」をいいます。以下同じ。)受益証券への投資を通じて、英国および欧州大陸の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

**主な投資対象** 英国および欧州大陸の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。(注3)

**ベンチマーク** MSCIヨーロッパ・インデックス(税引前配当金込／円ベース)をベンチマーク(運用目標)とします。(ベンチマークとの連動を目指すものではありません。)

**主な投資制限** 株式への実質投資割合には制限を設けません。  
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

**価格変動等のリスク** 株式、公社債などの値動きのある証券(外国証券への投資については為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではありません。原則として為替ヘッジを行ないませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。

**決算日** 原則として、毎年11月30日とします。決算日に該当する日が休業日の場合、その翌営業日を決算日とします。(注4)

**収益分配** 每決算時に、原則として信託約款に定める「収益分配方針」に基づいて分配を行ないます。  
※ただし、必ず分配を行なうものではありません。

**信託期間** 原則無期限です。(注5)

**お申込み日** 原則いつでもお申込みいただけます。  
ただし、ロンドン、フランクフルト、ユーロネクスト(パリ)の各取引所の全てが休業する日と同日にはお申込みの受付は行ないません。(注6)

**お申込み価額** 取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

**お申込み単位** 販売会社がそれぞれ定める単位とします。

**お申込み手数料** 販売会社がそれぞれ定める料率とします。ただし、3.15%(税抜き3.00%)を上限とします。(注7)

**ご換金** 原則いつでもご換金のお申込みができます。ただし、ロンドン、フランクフルト、ユーロネクスト(パリ)の各取引所の全てが休業する日と同日にはご換金の受付は行いません。(注6)  
支払日は原則として解約請求受付日より5営業日以降になります。

**ご換金価額** 換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

**ご換金単位** 販売会社がそれぞれ定める単位とします。

**信託財産留保額** なし

**信託報酬** 純資産総額に対し年率1.6065%(税抜き1.53%)とします。(注7)

**信託約款の変更** ご投資家の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは信託約款を変更することができます。(注8)

**信託の終了** ファンドの残存口数が30億口を下回った場合、信託の終了がご投資家に有利であると認める場合その他やむを得ない事情が発生したときは、信託を終了することができます。(注9)

注1:以下「ファンダ」といいます。

注2:ファンダの商品分類について、詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文の該当ページをご覧ください。

注3:ファンダは主としてマザーファンドを通じて投資を行ないます。表記の投資対象はマザーファンドの主な投資対象です。

注4:ただし、最終決算日は信託の終了日となります。

注5:ただし、ファンダの残存口数が30億口を下回った場合等は、委託会社は信託を終了することができます。

注6:詳細については、販売会社までお問い合わせください。

注7:税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

注8:信託約款を変更する場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出たうえで行ないます。信託約款の変更事項が重大な場合には、これを公告し、かつ知られたるご投資家に対して書面を交付します。ただし、全てのご投資家に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

注9:信託を終了する場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出を行ない、これを公告し、かつ知られたるご投資家に対して書面を交付します。ただし、全てのご投資家に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

## 費用と税金

### ■ お申込み時、収益分配時、ご換金時および償還時にご負担いただく費用・税金(個人の場合)

時期	項目	費用・税金
お申込み時	お申込手数料	販売会社により異なりますので、販売会社にご確認ください ただし3.15%(税抜き3.00%)を上限とします。
収益分配時	所得税および地方税	収益分配時の普通分配金 <sup>(注)</sup> に対して以下のとおり課税されます。 <2011年12月31日まで> 10%(所得税7%および地方税3%) <2012年1月1日以降> 20%(所得税15%および地方税5%)
ご換金時 (解約の場合) 償還時	所得税および地方税	解約時および償還時の譲渡益に対して以下のとおり課税されます。 <2011年12月31日まで> 10%(所得税7%および地方税3%) <2012年1月1日以降> 20%(所得税15%および地方税5%)

(注)ご投資家が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該ご投資家の個別元本と同額または上回っている場合には、当該収益分配金の全額が「普通分配金」となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該ご投資家の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「特別分配金」、残りの金額が「普通分配金」となります。「特別分配金」は元本の払い戻しにあたるものとして課税されません。この場合、当該ご投資家の個別元本から当該特別分配金を控除した額がその後の当該ご投資家の個別元本となります。

※上記の税金の取扱いは個人のご投資家の場合は取扱いが異なります。(法人のご投資家の場合は取扱いが異なります。)

※費用・税金について、詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文の該当ページをご覧ください。

なお、税法が改正された場合等には、内容が変更となることがあります。

### ■ 間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用・税金

時期	項目	費用・税金		
毎日	信託報酬	総額	純資産総額に対して	年率1.6065% (税抜き1.53%)
		配分	委託会社 純資産総額に対して	年率0.7665% (税抜き0.73%)
			販売会社 純資産総額に対して	年率 0.735% (税抜き0.70%)
			受託会社 純資産総額に対して	年率 0.105% (税抜き0.10%)

※上記のほか、①ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用、②先物取引やオプション取引等に要する費用、③外貨建資産の保管費用、④借入金の利息、⑤信託財産に関する租税、⑥信託事務の処理に要する諸費用、⑦受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産でご負担いただきます。

※その他、委託会社は下記の諸費用等の支払をファンドのために行ない、かつその支払を信託財産から受けることができます。

①投資信託振替制度に係る手数料および費用、②有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、目論見書、信託約款、運用報告書、信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出に係る費用、③ご投資家に対する公告費用、④ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

※委託会社は、純資産総額に対して年率0.10% (税込み)を上限とする率(ただし変更される場合があります。)を毎日乗じて得た額を上記の諸費用等の支払の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、信託財産より受領することができます。

※税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用・税金の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示できません。

# ファンドの特色および投資方針

ファンドの概要

ファンドの特色  
および  
投資方針

ファンドのポイント

ファンドの投資リスク  
内容について

手続等の概要

- 1** 英国および欧州大陸の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。
- 2** 個別企業分析により、優良企業を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。
- 3** 個別企業分析にあたっては、フィデリティ<sup>\*1</sup>の欧州および世界主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 4** ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- 5** 株式組入率は原則として高くします。
- 6** 原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
- 7** 「ファミリーファンド方式」<sup>\*2</sup>による運用を行ないます。
- 8** 欧州株式の代表的な株価指数であるMSCIヨーロッパ・インデックス<sup>\*3</sup>(税引前配当金込／円ベース)をベンチマーク(運用目標)とし、長期的に当該インデックスを上回る運用成果をあげることを目標とします。(ベンチマークとの連動を目指すものではありません。)
- 9** 資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合もあります。

\*1 FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」といいます。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

\*2 ファンドは「フィデリティ・欧洲株・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。前記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

\*3 MSCIヨーロッパ・インデックスとは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社(MSCI社)の算出する欧州の株式市場の動きを示す指標です。

# フィデリティ・欧州株・ファンドのポイント

## 1 欧州統合で巨大な市場に発展した経済圏、欧州の株式等に投資を行ないます。

欧州統合のメリットをいかして活躍する欧州企業の中から、投資魅力が高い銘柄を発掘します。

## 2 優良企業を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で分散投資を行ないます。

徹底的な調査・分析によって優良企業を厳選。利益成長性等を勘案した将来の企業価値と比較して妥当と思われる水準で投資します。ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本とし、リスクの分散を図ります。

## 3 全世界にまたがる調査網を活用、世界的視野でのボトムアップ・アプローチでの運用にのぞみます。

フィデリティの充実した運用・調査体制を最大限に活用し、多角的な視野から銘柄を発掘します。

## ファンドのポイント 1

### 欧州統合で巨大な市場に発展した経済圏、欧州の株式等に投資を行ないます。

● 欧州連合(EU)参加国は、中・東欧諸国を中心とした各国の加盟により、合計27カ国\*へ増加。EU外諸国とともに巨大な経済圏を形成しています。\*2009年12月時点

#### ■拡大するEU

##### ユーロ導入国（16ヶ国）

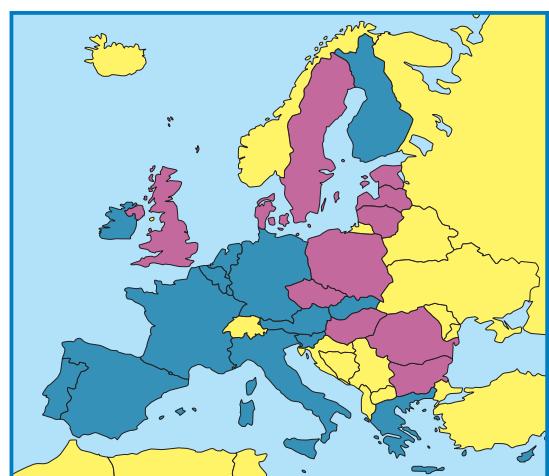
ドイツ フランス イタリア スペイン  
アイルランド オランダ ベルギー ルクセンブルグ  
フィンランド ポルトガル オーストリア ギリシャ  
スロヴェニア マルタ キプロス スロヴァキア

##### ユーロ未導入EU加盟国（11ヶ国）

イギリス スウェーデン デンマーク  
チェコ ハンガリー ポーランド  
ブルガリア ルーマニア  
エストニア ラトヴィア リトアニア

##### EU加盟候補国

トルコ クロアチア マケドニア



ユーロ導入EU加盟国

ユーロ未導入EU加盟国

・上記は過去の実績であり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

## ファンドのポイント 2

### 優良企業を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。

企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。フィデリティでは、仕入れ先や関係会社の調査はもちろんのこと、フィデリティのグローバルネットワークを活かして、世界中の競合他社との比較も行ないます。

#### 【フィデリティの「多面的・世界的」な企業調査】

##### ●仕入先の状況は?



##### ●納入先の状況は?



##### 調査対象企業

- 会社の決算内容は?
- 経営者の方針は?
- 売上げや利益の成長性は?

##### ●国内外のライバルの状況は?



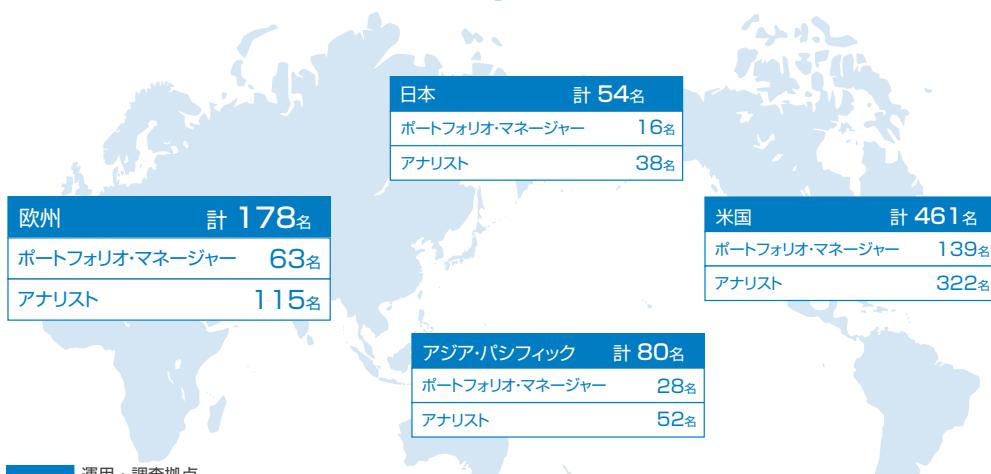
##### ●市場シェアは?



## ファンドのポイント 3

### 全世界にまたがる調査網を活用、世界的視野でのボトム・アップ・アプローチで運用にのぞみます。

#### 【世界に広がるフィデリティの運用・調査体制】



※FMR LLCおよびFIL Limitedとその関連会社を含みます。

※アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職は除きます。

※上表中の数値は、将来変更となることがあります。

(2009年9月末現在)

# ファンドの投資リスク内容について

(注:投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。)



## 1 投資リスク

ファンドが主として投資するマザーファンドは、主に海外の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。また、ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。原則として為替ヘッジを行ないませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。また、組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。委託会社の指図による行為によりファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。

証券投資信託の運用においては、一般的に主として下記にあげるリスクが想定されます。

### ① 有価証券(株式・債券等)の価格変動リスク

基準価額は株価や債券価格等の市場価格の動きを反映して変動します。

### ② 為替リスク

日本以外の外国の株式や債券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドおよびマザーファンドの基準価額が変動します。

### ③ カントリー・リスク

海外の金融・証券市場に投資を行なう場合は、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット(新興諸国市場)の場合には、特有のリスク(政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等)が想定されます。

## ④ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

解約資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行うことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

## ⑤ 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。

また、ファンドおよびマザーファンドの運用においては、上記に加え、以下のリスクが加わると考えられます。

### ① ベンチマークとの乖離に関するリスク

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資対象国または地域の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

### ② ボトム・アップ・アプローチに関するリスク

ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドは、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定します。国別配分、通貨配分および業種配分その他のリスク管理も行ないますが、結果的に、ポートフォリオの国別配分、通貨配分および業種配分や銘柄構成等が投資対象国または地域の株式市場全体とは大きく異なるものとなる場合も想定されます。その場合、ファンドおよびマザーファンドの基準価額の値動きは、投資対象国または地域の株式市場全体の動きと大きく異なる場合も想定されます。

### ③ 運用担当者の交代に関するリスク

前述の「ファンドの特色および投資方針」中で示されたファンドの運用についての考え方は、2010年2月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。また、長期間にわたってファンドを運用していくうえで、運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

## ④ 有価証券先物取引等のリスク

ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手法(たとえば有価証券先物取引等)を用いることがあります。このような手法が想定された成果を収めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じるおそれがあります。

## 2 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

運用担当部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

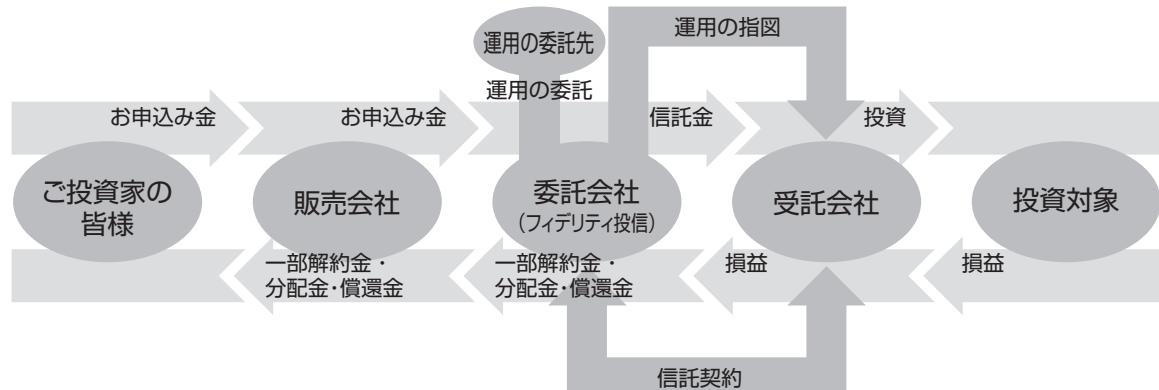
また、運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なうチェックでは、法令および投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

## 3 販売会社に係る留意点

- 販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。
- 収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。
- 委託会社は、販売会社(販売会社が選任する取次会社を含みます。)とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売(お申込み金額の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

# 手続等の概要



## ●お申込みについて

### (1)お申込み取扱い場所と受付時間

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。(ただし、ロンドン・フランクフルト・ユーロネクスト(パリ)の各取引所の全てが休業する日と同日にはお申込みの受付は行いません。)取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

### (2)お申込み価額とお申込み手数料

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.15%(税抜き3.00%)を超えないものとします。

※税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

### (3)お申込み単位

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

なお、前述の販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス:<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただきか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

### (4)お申込みの払込期日等

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

## (5)お申込みの留意点

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## ●ご換金について

### (1)ご換金の手続

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。(ただし、ロンドン・フランクフルト・ユーロネクスト(パリ)の各取引所の全てが休業する日と同日を除きます。)一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

### (2)ご換金の価額とご換金の手数料

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額(解約価額)とします。なお、一部解約にあたっては手数料はかかりません。

### (3)ご換金の単位

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

なお、前述の解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス:<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただき、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

### (4)ご換金のお支払い時期

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

## (5) ご換金の留意点

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

## 【証券情報】

### ( 1 ) 【ファンドの名称】

フィデリティ・欧洲株・ファンド（以下「ファンド」といいます。）

### ( 2 ) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」）をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### ( 3 ) 【発行（売出）価額の総額】

2兆円<sup>\*</sup>を上限とします。

\* 受益権1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額

上記の金額には、申込手数料ならびにこれに対する消費税相当額およびこれに対する地方消費税相当額（以下、「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

### ( 4 ) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>\*1</sup>とします。

\* 1 「基準価額」とは、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日<sup>\*2</sup>における受益権総口数で除して得た、受益権1口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

\* 2 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「欧洲株」として略称で掲載されています。）

### ( 5 ) 【申込手数料】

申込手数料率は3.15%（税抜き<sup>\*3</sup> 3.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

\* 「税抜き」における「税」とは消費税等相当額をいいます。（以下同じ。）

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得

た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3カ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3カ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換えの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

#### ( 6 ) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

#### ( 7 ) 【申込期間】

継続申込期間：2010年2月27日から2011年2月28日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### ( 8 ) 【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

#### ( 9 ) 【払込期日】

取得申込者は、取得申込受付日から起算して5営業日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### ( 10 ) 【払取取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

#### ( 11 ) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### ( 12 ) 【その他】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行なっていただきます。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受けた取得申込みを取り消すことができます。

ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。ただし、販売会社によっては、「累積投資コース」であっても収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが可能な場合があります。また、「累積投資コース」を取扱う販売会社が自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービス（名称の如何を問わず、同種の性質をもつ契約を含みます。）を取扱う場合があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合があるので、ご注意ください。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、

販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間でファンドの定時定額購入サービスに関する取り決めを行なっていただきます。

日本以外の地域における発行は行いません。

ファンドの受益権は米国証券取引委員会（ＳＥＣ）に登録されていないため、米国にお住まいの方、または米国の住所をお使いになる方向けに販売するものではありません。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### (参考)

##### 投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・歐州株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、英國および歐州大陸の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

###### ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。

また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を変更することができます。

###### ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
追加型投信	海 外 内 外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### <商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

- 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ( )
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信	日々	オセアニア		
	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
<b>その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))</b>		アフリカ		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

#### <属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(株式(一般)))...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。  
欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

なし...目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

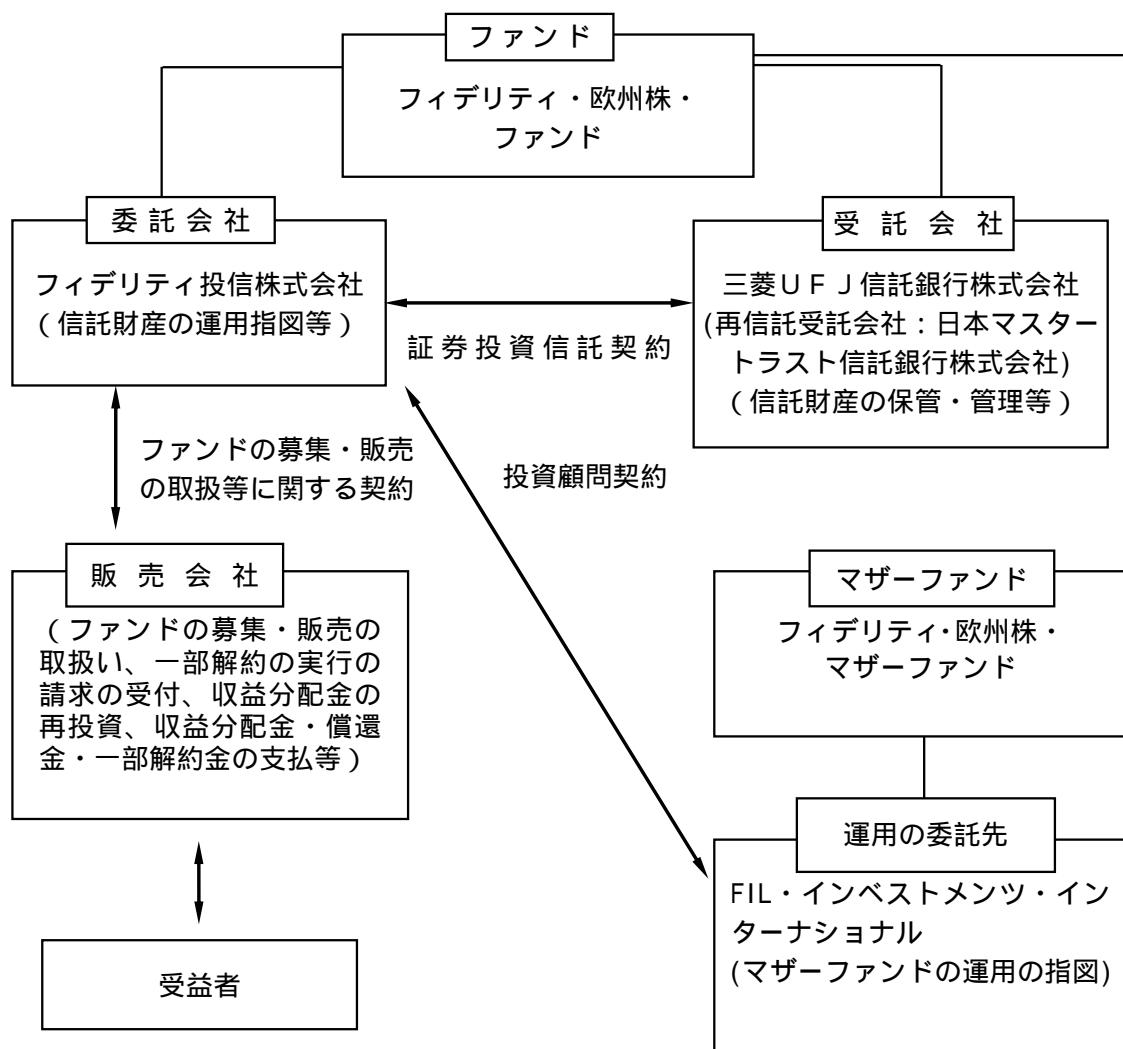
(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス：<http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

## (2) 【ファンドの仕組み】

### ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（「フィデリティ・欧州株・ファンド」）とし、その資金を主としてマザーファンド（「フィデリティ・欧州株・マザーファンド」）に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



### 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

#### (a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

再信託受託会社は、受託会社からファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀行です。

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

受託会社は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：FIL・インベストメンツ・インターナショナル

(所在地：英国 ケント)

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

#### 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

#### 委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2009年12月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 トーマス・バルク

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー

(d) 沿革

1986年 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年 投資顧問業の登録

同年 投資一任業務の認可取得

1995年 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更。投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

( 2009年12月末日現在 )

株主名	住所	所有株式数 ( 株 )	所有比率 ( % )
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000	100

(f) 委託会社の概要

委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー ( FMR Co. ) <sup>\*1</sup>は1946年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティ<sup>\*2</sup>の投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

\* 1 FMR Co. はFMR LLCの子会社です。

\* 2 FIL LimitedおよびFMR LLC とそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

## 2 【投資方針】

### ( 1 ) 【投資方針】

#### 投資態度

- (a) ファンドは主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) 原則として、実質外貨建資産<sup>\*1</sup>の為替ヘッジは行いません。
- (c) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- (d) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- (e) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なる受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- (f) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引<sup>\*2</sup>および為替先渡取引<sup>\*3</sup>を行なうことができます。

\* 1 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の総資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

\* 2 「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

\* 3 「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この段落において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この段落において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

### ファンドのベンチマーク<sup>\*1</sup>

欧洲株式の代表的な株価指数であるMSCIヨーロッパ・インデックス<sup>\*2</sup>（税引前配当金込／円ベース）をベンチマーク（運用目標）とし、長期的に当該インデックスを上回る運用成果をあげることを目指します。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）

\* 1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資対象市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

\* 2 MSCIヨーロッパ・インデックスとは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社(MSCI社)の算出する、欧洲の株式市場の動きを示す指数です。

MSCIヨーロッパ・インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI社に帰属しております。MSCI社が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI社は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI社は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Barraの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

### 運用方針

1. 個別企業分析にあたっては、フィデリティの欧州および世界主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
2. ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
3. 株式組入率は原則として高くします。
4. 原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
5. 長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることを目指します。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）ベンチマークの詳細については、前記「 ファンドのベンチマーク 」をご参照ください。

運用にあたっては、上記1．-．5．の方針で臨みますが、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針を含みます。

## (2) 【投資対象】

### 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）施行規則第22条第1項第1号イからハまでに掲げるものに限ります。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分

- 離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 投資対象とする金融商品

前記にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

### その他の投資対象

- 1 . 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうこととの指図をすることができるものとします。
- 2 . 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうこととの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- 3 . 信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうこととの指図をすることができます。
- 4 . 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうこととの指図をすることができます。
- 5 . 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうこととの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 6 . 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうこととの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 7 . 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 8 . 実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 9 . 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

### （3）【運用体制】

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行しています。

#### フィデリティの企業調査

フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co.が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用できるシステムを構築し、株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制（2009年9月末日現在）

(単位：人)

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	105	56	16	26	203
	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	23	7	0	2	32
アナリスト	株式	230	96	36	47	409
	ハイ・イールド債券	28	0	0	0	28
	投資適格債券	64	19	2	5	90
トレーダー	株式	42	13	0	15	70
	ハイ・イールド債券	4	0	0	0	4
	投資適格債券	30	9	0	4	43
合計		537	200	54	99	890
運用に関するコンプライアンス部門		50	8	5	10	73

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

上表中の数値は、将来変更となることがあります。

### フィデリティの運用哲学

株式の運用においては、運用哲学の基礎を「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法においています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。世界の調査部を7つのセクター（消費、ヘルスケア、公共事業、シクリカル、テクノロジー、金融、天然資源）に分け、企業の中長期的な成長の原動力となる競争力を多面的に調査します。調査対象企業からの情報のみならず、世界中の競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先から、より広く、かつ客観的な情報を収集し、収益予測を行ない、最終的に中長期的な成長力を持った企業を発掘することに注力しています。

セクター分類は、フィデリティ独自の定義によるものです。なお、日本においては天然資源セクターを独立して設けてはおりません。

債券の運用においては、運用哲学の基礎を「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにおいています。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クォンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としています。ハイ・イールド債券（高利回り社債）の運用においては、ハイ・イールド債券発行企業専任の社内アナリスト等が、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行ない、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行なうことに注力しています。いずれの場合においても、社内の株式アナリストとの間で調査情報の共有、調査活動の連携が行なわれています。

上記は、フィデリティの主たる投資対象の運用哲学について述べたものです。

## 運用プロセス

企業調査から、ポートフォリオ構築まで

### 投資アイディア

アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しています。この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイディアを発掘します。

### 企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行ないます。企業取材には、アナリストと共にポートフォリオ・マネージャーも加わり、最高経営責任者(C E O)から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と面談を持ちます。さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く事業環境について多面的な分析を行ないます。

さらにアナリストは調査銘柄に対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からのバリュエーション分析も行ないます。投資魅力の度合いに応じて、5段階からなるアナリスト自身の投資評価(レーティング)を付与、ポートフォリオ・マネージャーに対して提示します。

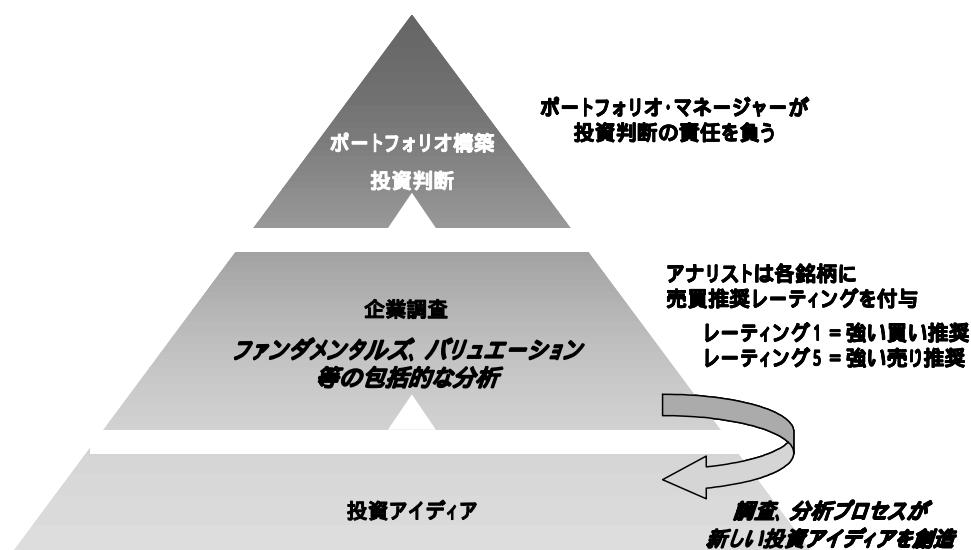
フィデリティ内部の個別銘柄レーティングは、ファンドのパフォーマンス向上を目指すためのものであり、一般に公表されることはありません。

### 投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイディア、ベンチマークとの比較、確信度、グローバルな産業動向などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。

業種別配分は、基本的に個別銘柄選択の積み上げの結果です。

マザーファンド運用に関する意思決定の権限は、担当するポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量によりマザーファンド運営が行なわれています。ポートフォリオ・マネージャーは、社内アナリストのレーティングに基づいて判断することも、あるいはその他の資料等に基づいて判断することも自由に選択可能であり、自身が適切と考える手段で投資判断する権限を持ちます。従って、社内のリサーチ・チームがレーティングを付与していない銘柄への投資や、レーティング内容とは異なる投資判断を行なうこともあります。



### 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託に係る業務の方法を定めた「業務方法書」に従い、法令諸規則を遵守するとともに、その本旨に則り、「受益者本位に徹すること」を基本としています。

ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーは、法令諸規則の遵守および禁止行為等のポートフォリオ・マネージャーに関する基本事項を定めた「服務規程」に従い、法令遵守、顧客の保護、ならびに取引の公正確保を図ることが求められています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。運用担当部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによる定期的なミーティング等を実施し、さまざまにリスク要因について協議しています。コンプライアンス部門では、ファンドが法令および投資信託約款等を遵守して運用されているかがチェックされ、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

### (4) 【分配方針】

#### 収益分配方針

毎決算時（原則毎年11月30日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。  
ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

#### 利益の処理方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、信託財産保管費用、借入金の利息、信託事務の諸費用等（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
  - (c) 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- （注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5)【投資制限】

##### ファンドの信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- (b) 株式への実質投資割合<sup>\*</sup>には制限を設けません。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (d) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。(当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。)
- (e) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (f) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (g) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (h) マザーファンド受益証券以外への投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (i) 信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- (j) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権に係る利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象　投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(k) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(l) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象　投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象　投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時

点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- (m) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。（マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (n) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (o) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなつた場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (p) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなつた場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (q) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(r) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借り入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

\* 上記(b)から(h)における「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する(b)から(h)に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の

時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に關し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの投資方針等は以下の通りです。

#### （1）投資態度

英国および欧州大陸の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とします。

主として欧州各国の株式に分散投資を行ないます。

銘柄選択にあたっては、独自の企業調査にもとづき、長期的なスタンスでの成長性を重視します。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

#### （2）投資対象とする資産の種類

マザーファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものといたします。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5) その他の投資対象」からに定めるものに限ります。）

3. 金銭債権

4. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利  
2. 為替手形

#### （3）投資対象とする有価証券

委託会社（委託会社から運用の委託を受けた者を含みます。）は、マザーファンドの信

託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの  
なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### (4)投資対象とする金融商品

前記(3)にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

預金

指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの  
　　外国の者に対する権利で　の権利の性質を有するもの

(5) その他の投資対象

投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。

投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(6) マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限

投資する株式および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式または新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

株式への投資割合には制限を設けません。

新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権に係る利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(4) 投資対象とする金融商品」からに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(4) 投資対象とする金融商品」からに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(4) 投資対象とする金融商品」からに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならび

に外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### 3 【手数料等及び税金】

#### ( 1 ) 【申込手数料】

申込手数料率は3.15%（税抜き 3.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいです。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいです。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払を行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換えの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

( 2 ) 【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりません。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

( 3 ) 【信託報酬等】

信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6065%（税抜き 1.53%）の率を乗じて得た額とします。

上記 の信託報酬は、毎計算期の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.7665% ( 税抜き 0.73%)	0.735% ( 税抜き 0.70%)	0.105% (税抜き 0.10%)	1.6065% (税抜き 1.53%)

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

( 4 ) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息

信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1 . 投資信託振替制度に係る手数料および費用

2 . 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

3 . 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4 . 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

5 . 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

6 . ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

7 . ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記 の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に

見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、隨時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記 の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記 の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)～(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

##### 1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

##### 2. 一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

<法人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

##### 3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 個人、法人別の課税の取扱いについて

### 1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

### 2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2011年12月31日までは7%（所得税7%）、2012年1月1日からは15%（所得税15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

税金の内容等について、詳しくは、販売会社までお問い合わせください。また、上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンへの投資を検討される方は、ファンの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

## 4 【運用状況】

### ( 1 ) 【投資状況】

( 2009年12月30日現在 )

資産の種類	国 名	時価合計 ( 円 )	投資比率 ( % )
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	13,998,774,322	100.00
小計		13,998,774,322	100.00
その他の資産			
預金・その他	日本	28,507,687	0.20
小計		28,507,687	0.20
負債	-	28,507,687	0.20
合計(純資産総額)		13,998,774,322	100.00

( 注 ) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)マザーファンドの投資状況  
フィデリティ・欧洲株・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券			
株式	イギリス	2,842,253,345	18.07
	ドイツ	2,374,124,110	15.10
	フランス	2,086,329,908	13.27
	スペイン	984,910,227	6.26
	スイス	967,814,213	6.15
	スウェーデン	796,775,260	5.07
	イタリア	757,015,952	4.81
	ノルウェー	731,995,747	4.65
	オランダ	576,704,936	3.67
	アイルランド	556,783,396	3.54
	デンマーク	506,043,455	3.22
	フィンランド	372,391,932	2.37
	ベルギー	354,207,929	2.25
	イスラエル	331,228,440	2.11
	ルクセンブルグ	272,436,538	1.73
	バミューダ	256,578,532	1.63
	アメリカ	208,336,279	1.32
	カナダ	177,804,743	1.13
	ジャージー	146,695,286	0.93
	ギリシャ	95,806,920	0.61
	ロシア	82,029,878	0.52
	ポルトガル	79,119,778	0.50
	エジプト	58,072,366	0.37
小計		15,615,459,170	99.30
その他の資産			
預金・その他	-	110,487,598	0.70
小計		110,487,598	0.70
負債	-	3,335	0.00
合計(純資産総額)		15,725,943,433	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## その他資産の投資状況

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引(売建)	日本	4,003,335	0.03

(注)為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

### (2) 【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年12月30日現在)

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・欧洲株・マザーファンド	日本	7,929,070,701	1.6606	13,167,641,275	1.7655	13,998,774,322	100.00

#### 種類別投資比率

(2009年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00

#### (参考)マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

##### フィデリティ・欧洲株・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

順位	銘柄名	通貨地域	種類業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	BANCO SANTANDER CENTRAL HISPANO	ユーロ スペイン	株式 銀行	436,241.00	1,528.56 666,820,542	1,537.80 670,851,409	4.27
2	ROYAL DUTCH SHELL PLC CL A (NL)	ユーロ イギリス	株式 エネルギー	237,003.00	2,669.69 632,726,908	2,799.72 663,542,039	4.22
3	ROCHE HLDGS GENUSSCHEIN	スイス・フランス スイス	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	33,173.00	14,772.42 490,045,555	15,774.39 523,283,938	3.33
4	STOREBRAND ASA-CL A	ノルウェー・クローネ ノルウェー	株式 保険	620,400.00	634.00 393,333,600	625.75 388,220,263	2.47
5	INTESA SANPAOLO SPA-RNC	ユーロ イタリア	株式 銀行	1,116,726.00	289.74 323,560,191	310.86 347,145,444	2.21

順位	銘柄名	通貨地域	種類業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
6	SANOFI-AVENTIS	ユーロ フランス	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	46,227.00	6,758.40 312,420,556	7,409.16 342,503,239	2.18
7	TEVA PHARMACEUTICAL IND ADR	アメリカ・ドル イスラエル	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	64,800.00	4,870.24 315,592,070	5,111.55 331,228,440	2.11
8	CRH PLC (IR)	ユーロ アイルランド	株式 素材	121,133.00	2,263.80 274,220,885	2,600.40 314,994,253	2.00
9	BNP PARIBAS	ユーロ フランス	株式 銀行	39,579.00	7,278.48 288,074,959	7,465.92 295,493,647	1.88
10	AXA SA	ユーロ フランス	株式 保険	129,447.00	2,139.69 276,977,705	2,218.25 287,147,101	1.83
11	DEUTSCHE BOERSE AG	ユーロ ドイツ	株式 各種金融	37,278.00	7,471.20 278,511,393	7,619.04 284,022,573	1.81
12	ANHEUSER BUSCH INBEV NV	ユーロ ベルギー	株式 食品・飲料・タバコ	58,800.00	4,462.26 262,380,888	4,819.32 283,376,016	1.80
13	PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG	ユーロ ドイツ	株式 メディア	243,600.00	1,125.96 274,283,856	1,054.68 256,920,048	1.63
14	SEADRILL LTD	ノルウェー・クローネ パミューダ	株式 エネルギー	109,600.00	2,112.80 231,563,428	2,341.04 256,578,532	1.63
15	ALLIANZ SE	ユーロ ドイツ	株式 保険	21,843.00	10,901.88 238,129,764	11,598.84 253,353,462	1.61
16	KLOECKNER & CO AG	ユーロ ドイツ	株式 資本財	107,397.00	2,118.60 227,531,284	2,328.48 250,071,766	1.59
17	BG GROUP PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 エネルギー	139,266.00	1,649.92 229,778,844	1,668.24 232,329,675	1.48
18	SES SA A (FRAN)	ユーロ ルクセンブルグ	株式 メディア	111,845.00	1,902.77 212,816,428	2,074.37 232,009,030	1.48
19	E.ON AG	ユーロ ドイツ	株式 公益事業	57,923.00	3,536.28 204,831,946	3,908.52 226,393,203	1.44
20	TELE2 AB-B SHS	スウェーデン・クローネ スウェーデン	株式 電気通信サービス	155,750.00	1,392.11 216,822,067	1,429.12 222,585,440	1.42
21	ERICSSON(LM)TEL E CO CL B	スウェーデン・クローネ スウェーデン	株式 テクノロジー・ハードウェア及び機器	255,924.00	873.42 223,529,651	854.92 218,794,546	1.39

順位	銘柄名	通貨地域	種類業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
22	BMW AG (BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG)	ユーロ ドイツ	株式 自動車・自動車部品	51,440.00	4,260.96 219,183,782	4,230.60 217,622,064	1.38
23	TELECOM ITALIA SPA RISP	ユーロ イタリア	株式 電気通信サービス	2,089,700.00	99.13 207,156,140	102.69 214,603,831	1.36
24	OUTOKUMPU OYJ A	ユーロ フィンランド	株式 素材	122,900.00	1,552.32 190,780,128	1,735.80 213,329,820	1.36
25	NOVO NORDISK AS CL B	デンマーク・クローネ デンマーク	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	36,000.00	5,833.17 209,994,120	5,921.82 213,185,520	1.36
26	SWEDBANK AB A	スウェーデン・クローネ スウェーデン	株式 銀行	235,498.00	839.60 197,726,004	882.99 207,942,850	1.32
27	ANGLO AMERICAN PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 素材	50,452.00	3,792.19 191,323,892	3,998.80 201,747,644	1.28
28	SAINT GOBAIN ORD	ユーロ フランス	株式 資本財	38,156.00	4,804.80 183,331,948	5,100.48 194,613,914	1.24
29	BAE SYSTEMS PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 資本財	361,792.00	485.01 175,474,293	526.04 190,318,040	1.21
30	BARCLAYS PLC ORD	イギリス・ポンド イギリス	株式 銀行	471,620.00	436.34 205,791,378	402.95 190,042,816	1.21

(参考)マザーファンドの種類別および業種別投資比率  
フィデリティ・欧州株・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	13.19
		運輸	0.99
		素材	8.27
		資本財	6.38
		商業・専門サービス	0.94
		自動車・自動車部品	1.38
		耐久消費財・アパレル	0.83
		消費者サービス	1.99
		メディア	6.97
		小売	1.61
		食品・生活必需品小売り	2.23
		食品・飲料・タバコ	4.49
		ヘルスケア機器・サービス	1.00
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.81
		銀行	14.07
		各種金融	5.24
		保険	8.24
		テクノロジー・ハードウェア及び機器	2.63
		電気通信サービス	5.54
		公益事業	1.44
		半導体・半導体製造装置	1.06
		小計	99.30
合計(対純資産総額比)			99.30

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

フィデリティ・欧州株・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種類	通貨	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	評価損益 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	ユーロ	売建	30,330	4,000,000	4,003,335	3,335	0.03

(注1)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2)為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

( 3 ) 【運用実績】

【純資産の推移】

2009年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
3期	(2000年11月30日)	3,197	3,197	0.8206	0.8206
4期	(2001年11月30日)	3,044	3,044	0.7799	0.7799
5期	(2002年12月2日)	3,113	3,113	0.7161	0.7161
6期	(2003年12月1日)	3,798	3,798	0.8281	0.8281
7期	(2004年11月30日)	4,690	4,690	0.9722	0.9722
8期	(2005年11月30日)	6,478	6,478	1.2568	1.2568
9期	(2006年11月30日)	11,962	11,962	1.5998	1.5998
10期	(2007年11月30日)	19,367	19,367	1.7570	1.7570
11期	(2008年12月1日)	9,691	9,691	0.8339	0.8339
12期	(2009年11月30日)	13,230	13,230	1.1478	1.1478
	2008年12月末日	9,824	-	0.8387	-
	2009年1月末日	8,996	-	0.7641	-
	2009年2月末日	8,917	-	0.7410	-
	2009年3月末日	8,561	-	0.7601	-
	2009年4月末日	10,250	-	0.9034	-
	2009年5月末日	11,554	-	1.0140	-
	2009年6月末日	11,668	-	1.0214	-
	2009年7月末日	12,439	-	1.0881	-
	2009年8月末日	13,268	-	1.1514	-
	2009年9月末日	13,653	-	1.1796	-
	2009年10月末日	13,905	-	1.1958	-
	2009年11月末日	13,230	-	1.1478	-
	2009年12月末日	13,998	-	1.2187	-

**【分配の推移】**

期	1口当たりの分配金(円)
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.0000
第8期	0.0000
第9期	0.0000
第10期	0.0000
第11期	0.0000
第12期	0.0000

**【収益率の推移】**

期	収益率(%)
第3期	0.3
第4期	5.0
第5期	8.2
第6期	15.6
第7期	17.4
第8期	29.3
第9期	27.3
第10期	9.8
第11期	52.5
第12期	37.6

(注) 収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## 5 【管理及び運営の概要】

### (1) 資産管理等の概要

#### 1. 資産の評価

ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

株式：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

#### 2. 保管

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### 3. 信託期間

信託期間は無期限とします。ただし、下記「5.信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### 4. 計算期間

計算期間は毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### 5. 信託の終了

委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が30億口を下回った場合または信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヶ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヶ月を下ないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 6. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヶ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託約款の変更は行なわないこととします。信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

## 7. 公告

委託会社が受益者に対する公告は日本経済新聞に掲載します。

## 8. 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

## 9. 組入有価証券等の管理

信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社がこれを行ないます。ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、信託財産に属する資産の保管・管理を他の者に委任することができます。

### 信託業務の委託等

1) 受託者会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいいます。以下この段落において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

- 3 . 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4 . 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 2 ) 受託会社は、上記 1 ) に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記 1 ) 1 . から 4 . に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 3 ) 上記 1 ) および 2 ) にかかわらず、受託会社は、次の 1 . から 4 . に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  - 1 . 信託財産の保存に係る業務
  - 2 . 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3 . 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  - 4 . 受託会社が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この段落において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### 信託財産の登記等および記載等の留保等

- 1 ) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- 2 ) 上記 1 ) にかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 3 ) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- 4 ) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

### 10. 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託会社は、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託会社は、受益権の再分割は行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### 11. 追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

### 12. 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金<sup>\*1</sup>は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等<sup>\*2</sup>に応じて計算されるものとします。

\* 1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数によ

り加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

- \* 2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

### 13. 受益権の帰属と受益証券の不発行

ファンドの受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降のものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請しております。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

### 14. 受益権の設定に係る受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

### 15. 一部解約の請求、有価証券売却等の指図および再投資の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。委託会社は、前文による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

### 16. 受託会社による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## 17. 信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

## 18. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることができます。

## 19. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「6.信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 20. 信託約款に関する疑義の扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

## 21. 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

## 22. 受益権の取得申込みの勧誘の種類

ファンドに係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第8項で定める公募により行なわれます。

## 23. 委託会社および受託会社

ファンドは、フィデリティ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とします。また、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

### (2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### 1. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申

込者とします。)に支払いを開始するものとします。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## 2. 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金(信託終了時におけるファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## 3. 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が委託会社の承認を得て定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「手続等の概要 ご換金について」の項をご参照ください。

## 4. 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

## 5. 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

## 6. 信託約款の重大な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「(1) 資産管理等の概要 5. 信託の終了」に規定する信託の解約または「同 6. 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行なう場合において、その変

更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申し立てることのできる期間が1ヵ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には、適用しません。

#### 7. 反対者の買取請求権

前記6.に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

#### 8. 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### 9. 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託会社の免責

受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託会社は、上記 の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## 第2【財務ハイライト情報】

以下の記載事項は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

当該財務諸表については、あらた監査法人により監査証明を受けており、監査報告書は当該財務諸表の箇所に添付されております。

### フィデリティ・欧州株・ファンド

#### 1【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期計算期間 平成20年12月1日現在	第12期計算期間 平成21年11月30日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	125,792,498	144,028,490
親投資信託受益証券	9,691,585,585	13,230,488,107
流動資産合計	9,817,381,083	13,374,516,597
資産合計	9,817,381,083	13,374,516,597
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,552,758	37,124,175
未払受託者報酬	7,906,731	6,753,904
未払委託者報酬	113,066,753	96,581,514
その他未払費用	3,269,256	3,568,897
流動負債合計	125,795,498	144,028,490
負債合計	125,795,498	144,028,490
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	11,621,899,988	11,526,978,183
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△） （分配準備積立金）	△1,930,314,403 2,042,164,495	1,703,509,924 1,693,835,951
元本等合計	9,691,585,585	13,230,488,107
純資産合計	9,691,585,585	13,230,488,107
負債純資産合計	9,817,381,083	13,374,516,597

## 2 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第11期計算期間 自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日	第12期計算期間 自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日
営業収益		
有価証券売買等損益	△10,485,876,792	3,664,595,130
その他収益	1,787,893	498,973
営業収益合計	△10,484,088,899	3,665,094,103
営業費用		
受託者報酬	17,701,046	11,780,984
委託者報酬	253,126,033	168,469,262
その他費用	7,916,000	7,727,137
営業費用合計	278,743,079	187,977,383
営業利益又は営業損失(△)	△10,762,831,978	3,477,116,720
経常利益又は経常損失(△)	△10,762,831,978	3,477,116,720
当期純利益又は当期純損失(△)	△10,762,831,978	3,477,116,720
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△769,039,967	102,765,335
期首剰余金又は期首次損金(△)	8,344,371,113	△1,930,314,403
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,392,326,708	355,497,972
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	355,497,972
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,392,326,708	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,673,220,213	96,025,030
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,673,220,213	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	96,025,030
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,930,314,403	1,703,509,924

## 3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第11期計算期間 自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日	第12期計算期間 自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日が休日のため、平成19年12月1日から平成20年12月1日までとなっております。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末日が休日のため、平成20年12月2日から平成21年11月30日までとなっております。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・欧洲株・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・欧洲株・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	平成20年12月1日現在	平成21年11月30日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	683,647,211	14,345,847
金銭信託	5,696,146	676,441
株式	11,248,310,205	14,921,718,612
派生商品評価勘定	-	6,613
未収配当金	26,086,294	21,982,396
流動資産合計	11,963,739,856	14,958,729,909
資産合計	11,963,739,856	14,958,729,909
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	663	680
未払金	-	6,195,819
流動負債合計	663	6,196,499
負債合計	663	6,196,499
純資産の部		
元本等		
元本	10,059,080,869	9,004,751,252
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	1,904,658,324	5,947,782,158
元本等合計	11,963,739,193	14,952,533,410
純資産合計	11,963,739,193	14,952,533,410
負債純資産合計	11,963,739,856	14,958,729,909

(2)注記表  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日	自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (2) 受益者名簿

作成しません。

#### (3) 受益者に対する特典

該当するものはありません。

#### (4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

#### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

#### 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

以下は、投資信託説明書（請求目論見書）の記載事項です。

### 第1 ファンドの沿革

### 第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

- 2 受益者の権利等

### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

- 2 ファンドの現況

(純資産額計算書)

資産総額

負債総額

純資産総額( - )

発行済数量

1単位当たり純資産額( / )

### 第5 設定及び解約の実績

用語解説  
(50音順)

アナリスト	企業の調査や分析等を行なう担当者のことです。当社では経験等に応じて、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトという職種を設けています。リサーチ・アソシエイトとは、リサーチ・アナリストを補完する職種のことと、将来的にリサーチ・アナリスト、ポートフォリオ・マネージャーを目指します。
一般コース	決算期ごとに、その都度ファンドの収益分配金を受け取るコースのことです。
運用報告書	ファンドの決算および償還時に、計算期間中の運用経過、運用実績、組み入れ資産の内容、資産の売買状況、ポートフォリオ・マネージャーのコメントなどを記載したものです。販売会社を通じて、知られたる投資家に交付されます。
エマージング諸国 (市場 / マーケット)	中南米、東南アジア、東欧など、現在経済等が発展中の新興工業諸国のことです。先進国市場に比べ、リスク・リターンが高いとされています。
為替ヘッジ	ファンドに組み入れられている外貨建資産は、為替変動のリスク(通貨の換算時に為替の変動によって資産の価値が変動してしまうリスク)があり、この為替変動のリスクを抑える取引を為替ヘッジといいます。為替ヘッジには通常、通貨の先物取引やオプション取引を利用します。為替ヘッジは、円高による為替の損失を回避するために行なわれますので、為替ヘッジにより、円安による為替の利益を得られなくなることもあります。また、為替ヘッジにはコストがかかります。
換金乗換え	追加型証券投資信託の信託期間終了(償還)の日1年前から終了日までの間(販売会社が定める期間)に、ファンドを換金し、その換金代金の範囲内で、換金乗換えの対象となるファンドを購入することです。この場合、換金代金を支払った販売会社と申込みを行なう販売会社が同じである必要があります。また、一般的に、その際手数料は優遇されます。
基準価額	ファンドを購入または解約する時の基準となる価額で、ファンドの純資産総額を受益権総口数(ファンドを保有しているすべての投資家の保有口数)で割って算出されます。基準価額は、市場の値動きに応じて日々変動します。通常は、1万口当たりで表示されます。
契約型投資信託	投資信託委託会社(信託の委託者)と受託銀行(信託の受託者)との間の契約に基づき、委託者が資産の運用指図を行ない、その収益を受益者である投資家が受け取る形態の投資信託のことです。この他に会社型の投資信託があります。
時価評価	市場価格で評価することです。
収益分配金	ファンドの計算期間終了後に投資家に支払われるファンドの収益のことです。収益分配金の額は委託会社が決定します。毎期収益分配金が支払われるとは限りません。
純資産総額	ファンドが投資している株式や債券の時価、現・預金、利息および配当金の合計から未払金や未払信託報酬などの負債を差し引いた額です。ファンドが全体でいくらになっているかを示す金額であり、信託財産の総額です。
償還乗換え	終了(償還)したファンドの償還金で3ヶ月以内に新たにファンドを購入することです。この場合、償還金を支払った販売会社と申込みを行なう販売会社が同じである必要があります。一般的に、その購入するファンドの申込手数料が無料または優遇されます。
信託報酬	ファンドの運用・販売・保管・投資家へのサービスの対価として、ファンドから委託会社、受託銀行、販売会社の3社に対して支払われる報酬のことです。信託報酬は日々計算され、ファンドごとに料率が決められています。

追加型投信	オープン型投資信託ともいい、ファンドが設定され運用を開始した後、いつでも購入できる投資信託のことです。一方、設定前の当初募集期間中しか購入できない投資信託を、単位型投信といいます。
定時定額購入	長期間にわたって、定期的（1ヶ月に1度など）に一定額ずつファンドを購入する投資方法のことです。定額での購入であることから、ファンデの基準価額が高いときには少ない口数を、低いときには多くの口数を購入することになります。このため、全期間を平均すると、毎回同じ口数を購入していく方法よりも、購入にかかる金額を低く抑える効果があります（ドル・コスト平均法）。定時定額購入サービスとは、販売会社が、購入代金の自動引き落とし等により、このような投資方法を代行するサービスのことをいいます。
投資信託振替制度	従来のファンドに係る受益証券をペーパーレス化して、受益権の発生や消滅、移転をコンピュータシステム上の帳簿（振替口座簿）への記載・記録により行う制度です。ファンドは、2007年1月4日より投資信託振替制度に移行していますので、受益証券は発行されません。
バリュエーション	株式や債券等の価格が、その銘柄の経済的基礎条件（業績・財務）と比較して、どのように評価されているかを示す指標や数値のことをいいます。株価が収益に対して何倍で評価されているかを示す株価収益倍率（PER）や株価が純資産に対して何倍で評価されているかを示す株価純資産倍率（PBR）などがあり、収益等の成長性と比較して相対的な株価の割安・割高度を判断する時などに用いられます。
ファミリーファンド方式	複数のファンドを合同運用する仕組みのことです。 投資家から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。
ファンダメンタルズ	経済や企業などの基礎的条件のことをいいます。景気の動向、企業成長性、経済および企業の規模などを示す数値および定性的判断の総称です。経済であれば、国内総生産（GDP）およびその成長率、貿易収支、財政収支、人口、物価、失業率などが挙げられ、企業であれば売上高、営業利益およびその成長率、純資産などが挙げられます。また、需給や投資家心理など金融市場を動かすその他の要因と対比して用いられることがあります。
ベンチマーク	ファンドの運用成果、投資収益目標、ファンド資産のリスク管理の基準となる指標をいいます。アクティブ運用のファンドの場合には、ベンチマークを上回る成績をあげることを目標としています。
ポートフォリオ	金融資産の内訳や組合せのことです。投資信託の場合、あるファンドが保有する資産の内容のことも指します。
ポートフォリオ・マネージャー	ファンドの実際の運用指図を行なう専門家のことです。ファンド・マネージャーともいいます。
ボトム・アップ・アプローチ	個別企業の調査・分析に基づいて企業の投資価値を判断し、投資する銘柄を選定する運用手法をいいます。銘柄選定の結果として、業種比率や国別比率などが確定し、ポートフォリオが構築されます。反対に、マクロ経済動向などにより、投資判断を行なう運用手法を、「トップ・ダウン・アプローチ」といいます。
累積投資コース	ファンドの収益分配金を自動的に再投資（ファンドを購入すること）するコースのことです。この再投資は分配金に対する税金を差し引いた後、無手数料で行なわれます。「自動けいぞく投資コース」等、異なる名称を使用することもあります。





投資信託説明書(請求目論見書)
2010.02

# フィデリティ・ 欧州株・ファンド

追加型投信／海外／株式

設定・運用は

フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

1. この投資信託説明書(請求目論見書)により行なうフィデリティ・欧州株・ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2010年2月26日に関東財務局長に提出し、2010年2月27日にその届出の効力が生じております。
2. このファンドは、主に海外の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。このファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。このファンドの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属し、元本が保証されているものではありません。
3. 課税上は株式投資信託として取扱われます。

## 投資信託説明書（請求目論見書）

### 目 次

第1 ファンドの沿革 .....	1
第2 手続等 .....	1
1 申込(販売)手続等 .....	1
2 換金(解約)手続等 .....	2
第3 管理及び運営 .....	3
1 資産管理等の概要 .....	3
(1) 資産の評価 .....	3
(2) 保管 .....	3
(3) 信託期間 .....	3
(4) 計算期間 .....	3
(5) その他 .....	3
2 受益者の権利等 .....	8
第4 ファンドの経理状況 .....	10
1 財務諸表 .....	13
2 ファンドの現況 .....	27
第5 設定及び解約の実績 .....	28

## 第1【ファンドの沿革】

- 1998年4月1日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始
- 2003年9月26日 ファミリーファンド方式による運用に変更
- 2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます（ロンドン・フランクフルト・ユーロネクスト（パリ）の各取引所の全てが休業する日と同日にはお申込みの受付は行いません。）。取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.15%（税抜き3.00%）を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただきか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2 【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。（ロンドン・フランクフルト・ユーロネクスト（パリ）の各取引所の全てが休業する日と同日を除きます。）一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたっては、手数料はかかりません。

解約単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただきか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として、一部解約の実行の請求を受けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

株式：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される分配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「欧州株」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

##### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

##### (4)【計算期間】

計算期間は原則として毎年12月1日から翌年11月30日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

##### (5)【その他】

###### (a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が30億口を下回った場合または信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヶ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受

益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間ににおいて存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託約款の変更は行なわないこととします。信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(f) 組入有価証券等の管理

信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社がこれを行ないます。ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、信託財産に属する資産の保管・管理を他の者に委任することができます。

信託業務の委託等

- 1 ) 受託者会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。
  - 1 . 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2 . 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3 . 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  - 4 . 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 2 ) 受託会社は、上記1 )に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記1 ) 1 . から4 . に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 3 ) 上記1 ) および2 ) にかかわらず、受託会社は、次の1 . から4 . に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託会社および委託会社が適當と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  - 1 . 信託財産の保存に係る業務
  - 2 . 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3 . 委託会社のみの指図により信託財産の处分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  - 4 . 受託会社が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この段落において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

信託財産の登記等および記載等の留保等

- 1 ) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- 2 ) 上記1 ) にかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 3 ) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- 4 ) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(g) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託会社は、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

(h) 追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(i) 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金<sup>\*1</sup>は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等<sup>\*2</sup>に応じて計算されるものとします。

\* 1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

\* 2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(j) 受益権の帰属と受益証券の不発行

ファンドの受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降のものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請しております。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

(k) 受益権の設定に係る受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(i) 一部解約の請求、有価証券売却等の指図および再投資の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。委託会社は、前文による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(m) 受託会社による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(n) 信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

(o) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることができます。

(p) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「(b) 信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(q) 信託約款に関する疑義の扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

(r) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

(s) 受益権の取得申込みの勧誘の種類

ファンドに係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(t) 委託会社および受託会社

ファンドは、フィデリティ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とします。また、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

## 2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が委託会社の承認を得て定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

### (4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該

収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(6) 信託約款の重大な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「1 資産管理等の概要 (5)その他 (a) 信託の終了」に規定する信託の解約または「同 (b) 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申し立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には、適用しません。

(7) 反対者の買取請求権

前記(6)に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

(8) 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(9) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託会社の免責

受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託会社は、上記 の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 第4【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成19年12月1日から平成20年12月1日まで）、および第12期計算期間（平成20年12月2日から平成21年11月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

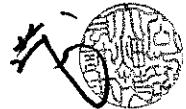
平成21年1月21日

フィデリティ投信株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士  
業務執行社員

大内



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・欧州株・ファンドの平成19年12月1日から平成20年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・欧州株・ファンドの平成20年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成22年1月13日

フィデリティ投信株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

手回し印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・欧州株・ファンドの平成20年12月2日から平成21年1月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・欧州株・ファンドの平成21年1月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 1 【財務諸表】

## フィデリティ・欧洲株・ファンド

### ( 1 ) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期計算期間 平成20年12月 1日現在	第12期計算期間 平成21年11月30日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
金銭信託	125,792,498	144,028,490
規投資信託受益証券	9,691,585,585	13,230,488,107
<b>流動資産合計</b>	<u>9,817,381,083</u>	<u>13,374,516,597</u>
<b>資産合計</b>	<u>9,817,381,083</u>	<u>13,374,516,597</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	1,552,758	37,124,175
未払受託者報酬	7,906,731	6,753,904
未払委託者報酬	113,066,753	96,581,514
その他未払費用	3,269,256	3,568,897
<b>流動負債合計</b>	<u>125,795,498</u>	<u>144,028,490</u>
<b>負債合計</b>	<u>125,795,498</u>	<u>144,028,490</u>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	11,621,899,988	11,526,978,183
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△） （分配準備積立金）	△1,930,314,403 2,042,164,495	1,703,509,924 1,693,835,951
<b>元本等合計</b>	<u>9,691,585,585</u>	<u>13,230,488,107</u>
<b>純資産合計</b>	<u>9,691,585,585</u>	<u>13,230,488,107</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>9,817,381,083</u>	<u>13,374,516,597</u>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第11期計算期間 自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日	第12期計算期間 自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	△10,485,876,792	3,664,595,130
その他収益	1,737,893	498,973
<b>営業収益合計</b>	<b>△10,484,088,899</b>	<b>3,665,094,103</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	17,701,046	11,780,984
委託者報酬	253,126,033	168,469,262
その他費用	7,916,000	7,727,137
<b>営業費用合計</b>	<b>278,743,079</b>	<b>187,977,383</b>
<b>営業利益又は営業損失（△）</b>	<b>△10,762,831,978</b>	<b>3,477,116,720</b>
<b>経常利益又は経常損失（△）</b>	<b>△10,762,831,978</b>	<b>3,477,116,720</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（△）</b>	<b>△10,762,831,978</b>	<b>3,477,116,720</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△769,039,967	102,765,335
期首剩余金又は期首次損金（△）	8,344,371,113	△1,930,314,403
剩余金増加額又は欠損金減少額	1,392,326,708	355,497,972
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	355,497,972
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	1,392,326,708	—
剩余金減少額又は欠損金増加額	1,673,220,213	96,025,030
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	1,673,220,213	—
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	96,025,030
<b>分配金</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金（△）</b>	<b>△1,930,314,403</b>	<b>1,703,509,924</b>

(3)【注記表】  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第11期計算期間 自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日	第12期計算期間 自 平成20年12月 2日 至 平成21年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日が休日のため、平成19年12月1日から平成20年12月1日までとなっております。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末日が休日のため、平成20年12月2日から平成21年11月30日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11期計算期間 平成20年12月 1日現在	第12期計算期間 平成21年11月30日現在
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	11,023,100,284 円 2,883,983,679 円 2,285,183,975 円	11,621,899,988 円 2,074,724,173 円 2,169,645,978 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	11,621,899,988 口	11,526,978,183 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,930,314,403円です。	-
4. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.8339 円	1.1478 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期計算期間 自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日	第12期計算期間 自 平成20年12月 2日 至 平成21年11月30日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.30%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,512,935,251円)及び分配準備積立金(2,042,164,495円)より分配対象収益は7,555,099,746円(1口当たり0.650074円)でありますか、分配は行っておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(480,175円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,800,015,416円)及び分配準備積立金(1,693,355,776円)より分配対象収益は7,493,851,367円(1口当たり0.650114円)でありますか、分配は行っておりません。

(有価証券に関する注記)

第11期計算期間(平成20年12月1日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	9,691,588,585	9,717,937,236
合計	9,691,588,585	9,717,937,236

第12期計算期間(平成21年11月30日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	13,230,488,107	3,580,708,698
合計	13,230,488,107	3,580,708,698

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

( 4 ) 【附属明細表】

有価証券明細表

( ア ) 株式

該当事項はありません。

( イ ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・欧州株・ マザーファンド	7,967,773,627	13,230,488,107	-
	合計		7,967,773,627	13,230,488,107	

( 注 ) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・欧洲株・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・欧洲株・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	平成20年12月1日現在	平成21年11月30日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	683,647,211	14,345,847
金銭信託	5,696,146	676,441
株式	11,248,310,205	14,921,718,612
派生商品評価勘定	-	6,613
未収配当金	26,086,294	21,982,396
流動資産合計	11,963,739,856	14,958,729,909
資産合計	11,963,739,856	14,958,729,909
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	663	680
未払金	-	6,195,819
流動負債合計	663	6,196,499
負債合計	663	6,196,499
純資産の部		
元本等		
元本	10,059,080,869	9,004,751,252
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	1,904,658,324	5,947,782,158
元本等合計	11,963,739,193	14,952,533,410
純資産合計	11,963,739,193	14,952,533,410
負債純資産合計	11,963,739,856	14,958,729,909

(2)注記表  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日	自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成20年12月1日現在	平成21年11月30日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	10,558,375,121 円	10,059,080,869 円
期中追加設定元本額	1,795,400,722 円	1,159,726,816 円
期中一部解約元本額	2,294,694,974 円	2,214,056,433 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・欧州株・ファンド	8,148,985,610 円	7,967,773,627 円
フィデリティ・ヨーロッパ株式・ファンド	1,910,095,259 円	1,036,977,625 円
計	10,059,080,869 円	9,004,751,252 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	10,059,080,869 口	9,004,751,252 口
4. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.1893 円	1.6605 円

(有価証券に関する注記)

(平成20年12月1日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	11,248,310,205	4,794,799,149
合計	11,248,310,205	4,794,799,149

(平成21年11月30日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	14,921,718,612	2,802,739,740
合計	14,921,718,612	2,802,739,740

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日	自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成20年12月1日現在)

種類	契約額等(円)			時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
買建					
ユーロ	5,000,000	-	4,999,337	663	
合計	5,000,000	-	4,999,337	663	

(平成21年11月30日現在)

種類	契約額等(円)			時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建					
ユーロ	8,142,598	-	8,135,985	6,613	
買建					
スイス・フラン	6,142,598	-	6,141,918	680	
合計	14,285,196	-	14,277,903	5,933	

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
  - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によってあります。  
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。  
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

( 3 ) 附属明細表  
有価証券明細表  
(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	VIMPEL COMM SPON ADR	47,100	19.140	901,494.000	-
	TEVA PHARMACEUTICAL IND ADR	64,800	52.880	3,426,624.000	-
	MORGAN STANLEY	46,200	30.510	1,409,562.000	-
	LUKOIL OIL CO SPONS ADR (UK)	14,900	58.000	864,200.000	-
	ORASCOM TELE SAE GDR REGS EC	26,900	24.400	656,360.000	-
	MPS GROUP INC	90,400	13.620	1,231,248.000	-
アメリカ・ドル	小計	290,300		8,489,488.000 (736,972,453)	
イギリス・ポンド	BARCLAYS PLC ORD	470,024	2.978	1,399,731.470	-
	BSS GROUP PLC	173,800	2.580	448,404.000	-
	BAE SYSTEMS PLC	361,792	3.310	1,197,531.520	-
	JOHNSON MATTHEY PLC	32,173	14.940	480,664.620	-
	REXAM PLC	417,200	2.822	1,177,338.400	-
	SPEEDY HIRE PLC	1,436,300	0.277	397,855.100	-
	ANGLO AMERICAN PLC	50,452	25.880	1,305,697.760	-
	BG GROUP PLC	139,266	11.260	1,568,135.160	-
	COMPASS GROUP PLC	282,900	4.334	1,226,088.600	-
	XSTRATA PLC	187,100	10.720	2,005,712.000	-
	WILLIAM HILL PLC-W/I	547,643	1.800	985,757.400	-
	BURBERRY GROUP PLC	92,000	5.725	526,700.000	-
	CAIRN ENERGY PLC	24,500	30.400	744,800.000	-
	CARNIVAL PLC	28,700	20.420	586,054.000	-
	KESA ELECTRICALS PLC	396,900	1.548	614,401.200	-
	F&C ASSET MANAGEMENT PLC	896,362	0.758	679,442.390	-
	STHREE PLC	354,700	2.500	886,750.000	-
	THOMAS COOK GROUP PLC	202,500	2.162	437,805.000	-
	SHIRE PLC	47,300	11.870	561,451.000	-
	UNITED BUSINESS MEDIA LTD	92,000	4.400	404,800.000	-
イギリス・ポンド	小計	6,233,612		17,635,119.620 (2,527,641,695)	
カナダ・ドル	PACIFIC RUBIALES ENERGY CORP	126,975	15.190	1,928,750.250	-
カナダ・ドル	小計	126,975		1,928,750.250 (158,003,220)	
スイス・フラン	ROCHE HLDGS GENUSSCHEIN	33,173	166.600	5,526,621.800	-
	UBS AG-REGISTERED	33,283	15.690	522,210.270	-
	NOBEL BIOCARE HOLDING AG	50,215	29.760	1,494,398.400	-
	PANALPINA WELTTRANSPORT HOLD	11,616	65.200	757,363.200	-
スイス・フラン	小計	128,287		8,300,593.670 (716,590,252)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
スウェーデン・クローネ	ERICSSON(LM) TELE CO CL B	255,924	68.450	17,517,997.800	-
	SWEDBANK AB A	235,498	65.800	15,495,768.400	-
	TELE2 AB-B SHS	155,750	109.100	16,992,325.000	-
	ENIRO AB	329,226	33.200	10,930,303.200	-
	MILLICOM INTL CELLULAR SA SDR	5,900	531.000	3,132,900.000	-
スウェーデン・クローネ	小計	982,298		64,069,294.400 (797,662,715)	
デンマーク・クローネ	A P MOLLER - MAERSK S/A B	123	36,000.000	4,428,000.000	-
	NOVO NORDISK AS CL B	36,000	329.000	11,844,000.000	-
	SYDBANK AS	32,000	119.750	3,832,000.000	-
	GENMAB A/S	41,800	76.750	3,208,150.000	-
	TORM A/S	83,500	52.000	4,342,000.000	-
デンマーク・クローネ	小計	193,423		27,654,150.000 (483,947,625)	
ノルウェー・クローネ	STOREBRAND ASA-CL A	620,400	40.000	24,816,000.000	-
	TELENOR AS	76,200	79.000	6,019,800.000	-
	SEVEN MARINE AS	602,000	8.410	5,062,820.000	-
	AKER SOLUTIONS ASA	122,550	71.200	8,725,560.000	-
	SEADRILL LTD	109,600	133.300	14,609,680.000	-
ノルウェー・クローネ	小計	1,530,750		59,233,860.000 (908,055,074)	
ユーロ	PUBLICIS GROUPE SA	19,600	25.890	507,444.000	-
	BANCA POPOLARE DI MILANO	111,500	5.230	583,145.000	-
	FORTIS (BELG)	203,800	2.858	582,460.400	-
	ALLIED IRISH BK (IRISH)	560,966	1.640	919,984.240	-
	LAURENT PERRIER GROUP	11,106	57.000	633,042.000	-
	ROYAL DUTCH SHELL PLC CL A (NL)	237,003	20.225	4,793,385.670	-
	SAFILO GROUP SPA	667,500	0.581	387,817.500	-
	KLOECKNER & CO AG	147,251	16.050	2,363,378.550	-
	ARYZTA AG	47,171	24.799	1,169,793.620	-
	ANHEUSER BUSCH INBEV NV	58,800	33.805	1,987,734.000	-
	CRH PLC (IR)	121,133	17.150	2,077,430.950	-
	BANK OF IRELAND	77,500	1.700	131,750.000	-
	INTESA SANPAOLO SPA-RNC	1,116,726	2.195	2,451,213.570	-
	IRISH LIFE & PERMANENT PLC	297,400	3.476	1,033,762.400	-
	GEA GROUP AG	43,977	14.170	623,154.090	-
	PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG	243,600	8.530	2,077,908.000	-
	OUTOKUMPU OYJ A	122,900	11.760	1,445,304.000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	TECHNIP SA	12,200	46.485	567,117.000	-
	TOTAL SA	23,877	41.865	999,610.600	-
	E.ON AG	57,923	26.790	1,551,757.170	-
	BAYER AG	12,952	51.160	662,624.320	-
	HEIDELBERGCEMENT AG	26,629	44.430	1,183,126.470	-
	SAMPO OYJ-A SHS	70,800	16.240	1,149,792.000	-
	ALLIANZ SE	21,843	82.590	1,804,013.370	-
	PFLEIDERER AG-REGISTERED SHS	103,800	7.160	743,208.000	-
	AHOLD NV,KONINKLIJKE	150,700	8.984	1,353,888.800	-
	PPR SA	14,900	81.000	1,206,900.000	-
	MAN AG	10,213	56.710	579,179.230	-
	NEOPOST SA	12,310	59.400	731,214.000	-
	CARREFOUR SA (SUPERMARCHE)	37,688	32.400	1,221,091.200	-
	SANOFI-AVENTIS	46,227	51.200	2,366,822.400	-
	BANCO SANTANDER CENTRAL HISPANO	436,241	11.580	5,051,670.780	-
	IPSOS SA	58,400	21.000	1,226,400.000	-
	TELEFONICA SA	97,589	19.310	1,884,443.590	-
	DEUTSCHE BANK AG	23,300	47.940	1,117,002.000	-
	BMW AG (BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG)	51,440	32.280	1,660,483.200	-
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	325,252	3.220	1,047,311.440	-
	DEUTSCHE BOERSE AG	37,278	56.600	2,109,934.800	-
	AXA SA	119,490	16.210	1,936,932.900	-
	HEINEKEN NV	40,100	31.355	1,257,335.500	-
	ING GROEP NV CVA (NLG1)	39,100	8.530	333,523.000	-
	BNP PARIBAS	39,579	55.140	2,182,386.060	-
	SAINT GOBAIN ORD	38,156	36.400	1,388,878.400	-
	TELECOM ITALIA SPA RISP	2,089,700	0.751	1,569,364.700	-
	SES SA A (FRAN)	111,845	14.415	1,612,245.670	-
	GEMALTO NV	25,700	30.110	773,827.000	-
	GESTEVISION TELECINCO SA	119,700	7.590	908,523.000	-
	AXA SA RT 11/23/09	119,484	0.359	42,894.750	-
ユーロ	小計	8,462,349		65,992,209.340 (8,592,845,578)	
合計		17,947,994		14,921,718,612 (14,921,718,612)	

(イ) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

## 有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 6 銘柄	100.00%	4.94%
イギリス・ポンド	株式 20 銘柄	100.00%	16.94%
カナダ・ドル	株式 1 銘柄	100.00%	1.06%
イスス・フラン	株式 4 銘柄	100.00%	4.80%
スウェーデン・クローネ	株式 5 銘柄	100.00%	5.35%
デンマーク・クローネ	株式 5 銘柄	100.00%	3.24%
ノルウェー・クローネ	株式 5 銘柄	100.00%	6.09%
ユーロ	株式 48 銘柄	100.00%	57.59%

## 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

( 2009年12月30日現在 )

種類	金額	単位
資産総額	14,027,282,009	円
負債総額	28,507,687	円
純資産総額( - )	13,998,774,322	円
発行済数量	11,486,518,426	口
1単位当たり純資産額( / )	1.2187	円

(参考) マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・欧州株・マザーファンド

( 2009年12月30日現在 )

種類	金額	単位
資産総額	15,725,946,768	円
負債総額	3,335	円
純資産総額( - )	15,725,943,433	円
発行済数量	8,907,420,001	口
1単位当たり純資産額( / )	1.7655	円

## 第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 ( 口 )	解約数量 ( 口 )	発行済数量 ( 口 )
第3期	2,375,631,057	1,290,073,064	3,896,037,870
第4期	884,483,493	876,811,752	3,903,709,611
第5期	825,537,810	380,756,314	4,348,491,107
第6期	1,090,594,682	852,320,219	4,586,765,570
第7期	1,636,877,582	1,399,399,611	4,824,243,541
第8期	2,473,412,047	2,142,535,374	5,155,120,214
第9期	4,157,064,693	1,834,590,361	7,477,594,546
第10期	8,085,676,669	4,540,170,931	11,023,100,284
第11期	2,883,983,679	2,285,183,975	11,621,899,988
第12期	2,074,724,173	2,169,645,978	11,526,978,183

(注)本邦外における設定及び解約はありません。

